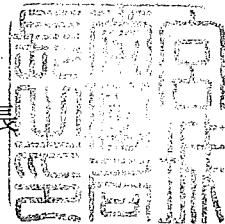


宮労発基0204第5号  
令和3年2月4日

関係団体の長 殿

宮城労働局長



特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

平素より労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号。以下「特化則等改正省令」という。）が令和2年4月1日に公布され、原則令和3年4月1日から施行されることとなりましたが、公布後の状況の進捗により、別添1のとおり特化則等改正省令を再度改正することとなりました。

主な改正内容は、

- ① 令和4年3月31までに実施した、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度を測定した結果等に係る記録及び保存の義務について、経過措置期間として令和3年4月1日から令和4年3月31までの間は適用しないとされていたところを令和3年4月1日から適用すること
- ② 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認について、令和4年3月31までの間は適用しないとされていたところを令和5年3月31までの間は適用しないとすること
- ③ 特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害防止規則において定める、空気中の溶接ヒュームの濃度の測定、呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認並びに空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離ケイ酸の含有率の測定に係る記録及び保存について、書面に変えて電磁的記録によることができることとすること

です。

つきましては、貴職におかれましても、別添1のほか、別添2ないし別添4を参考としていただきながら、本改正内容に御理解いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対し、その周知及び適正な履行について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先 労働基準部健康安全課  
電話 022-299-8839  
担当 武田、早川

基発 0126 第 2 号  
令和 3 年 1 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 12 号。以下「再改正省令」という。)が令和 3 年 1 月 26 日に公布され、同日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 第 1 改正の趣旨及び概要

##### 1 改正の趣旨

労働者の溶接ヒュームへのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 89 号。以下「特化則等改正省令」という。)が令和 2 年 4 月 1 日に公布され、原則令和 3 年 4 月 1 日から施行されるが、公布後の状況の進捗により、特化則等改正省令を再度改正することとしたこと。

また、特化則等改正省令及び粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 128 号。以下「粉じん則等改正省令」という。)で新たに記録及び保存することとされた測定結果等について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 44 号。以下「e 文書省令」という。)を改正し、電磁的記録により作成及び保存することができるることとしたこと。

##### 2 改正の概要

- (1) 特化則等改正省令附則第 2 条(経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存)関係

特化則等改正省令附則第2条に第2項を新設し、同条の経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）中に金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合、その測定結果等の記録及び保存を義務付けることとしたこと。

(2) 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

特化則等改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「新特化則」という。）第38条の21第2項に規定する屋内作業場について、同条第7項の規定による、労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認等に関し、令和4年3月31日まで適用しないとしていたところ、令和5年3月31日まで適用しないことすること。

(3) e - 文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係

以下の①～③の測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

- ① 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第7項関係）。
- ② 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第8項関係）。
- ③ 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録して、保存しなければならないこと（粉じん則等改正省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第6条の4第3項関係）。

3 施行日

再改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、上記(3)（e - 文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係）については、令和3年4月1日から施行することとしたこと。

## 第2 留意事項

1 特化則等改正省令附則第2条（経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存）関係

溶接ヒュームの濃度の測定結果について、経過措置期間前（具体的には令和3年4月1日前）に当該測定を実施した場合であっても、結果を記録し、及び保存することが重要であること。

## 2 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

呼吸用保護具の適切な装着の確認（以下「フィットテスト」という。）については、令和5年4月1日から適用することとなるが、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具の選択（新特化則第38条の21第6項）については、特化則等改正省令附則第3条の規定のとおり、令和4年4月1日から適用するものであること。

なお、「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」（令和2年7月31日付け基発0731第1号。以下「マスク告示施行通達」という。）の第2の3（1）ウにおいて「本項に規定する呼吸用保護具の適切な装着の確認は、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきであること。」とあるが、フィットテストの実施者に対する教育実施要領については、別途示す予定であること。

## 第3 その他

### 関係通達の改正

マスク告示施行通達のうち、第2の4（3）「防じんマスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207006号）の第1の2（2）中最後に改行し「ただし、特化則第38条の21第6項で規定する金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、同項の規定に基づき当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあっては、この限りでないこと。」を加える。」を削除すること。



## 特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する 省令案について

令和2年11月18日

労働基準局安全衛生部化學物質対策課

## 改正概要

- 1 **[特化則等改正省令附則第2条の改正]** 経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存  
令和4年3月31日までに実施した、金属アーケン溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度を測定した結果等について、記録及び保存を義務付けること。
- 2 **[特化則等改正省令附則第3条の改正]** 呼吸用保護具の装着の確認  
金属アーケン溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されることの確認について、令和4年4月1日から義務付ける予定を令和5年4月1日に延期すること。
- 3 **[e-文書省令の改正]** 電磁的記録による作成及び保存  
特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすること。

※特化則等改正省令…特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号）  
e-文書省令…厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）

# 1【特化則等改正省令附則第2条の改正】経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存

## ○前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

### 【本則】

- (1) 金属アーケル溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーケル溶接等作業の方法を採用しようとするとき、  
又は当該作業の方法を変更しようとするとときは、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。  
(特化則第38条の21第2項関係)

- (2) (1) の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。  
(特化則第38条の21第8項関係)

### 【附則】

- (1) 本則(1)の適用について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、  
令和4年3月31日までに、金属アーケル溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。  
(2) 本則(2)の適用について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日の間）に測定した結果等の記録及び保存がされないおそれがある。



## ○今回改正 経過措置期間に測定した結果等（附則(1)）について、必要な事項を記録し、保存することとする。

※記録する事項は、第38条の21第8項（測定日時、測定方法、測定結果等）と同じ。

※記録及び保存された測定結果等は、経過措置期間後、有効な呼吸用保護具の選択に使用。  
(特化則第38条の21第6項関係)

## 2【特化則等改正省令附則第3条の改正】呼吸用保護具の装着の確認

### ○前回改正（令和2年厚生労働省令第89号）（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

#### 【本則】

1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認しなければならないこと。  
（特化則第38条の21第7項関係）

#### 【附則】

上記について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

#### 大臣告示（※）において、日本産業規格（JIS）T 8150に定める方法を引用している。

\* 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）  
第3条 特化則第38条の21第7項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第6項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格T 8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

当該規格は現在、改正作業中。  
公示は当初令和2年度中の予定であったが、令和3年度になる見込みであり、改正後の当該規格に基づく呼吸用保護具の装着の確認への対応に準備期間が必要。

### ○今回改正

上記経過措置について延期し、令和5年3月31日までの間は適用しないこととする。

### 3 【e-文書省令の改正】電磁的記録による作成及び保存

#### ○前回改正

##### 【改正省令】

- (1) 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。  
(特化則第38条の21第8項関係)
- (2) 1年内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと。  
(特化則第38条の21第7項関係)
- (3) 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。  
(粉じん則第6条の4第3項関係)

#### ○今回改正

上記省令において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができることがあります。  
具体的には、e-文書省令の別表中に、上記（1）～（3）の規定を追加することとする。

#### 施行期日等

公布日：令和3年1月（予定）

施行期日：公布の日

（ただし、改正概要3（電磁的記録による作成及び保存）は令和3年4月1日）（予定）

## ○厚生労働省令第十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第一百三十三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

(特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

## 第一条 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
--	---	---	---

## (測定等に関する経過措置)

第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次項及び次条において「新規則」という。第三十八条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーケ溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーケ溶接等作業」とあるのは「金属アーケ溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。

## (測定等に関する経過措置)

第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規則」という。第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーケ溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーケ溶接等作業」とあるのは「金属アーケ溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。

(新設)

2 前項の期間内における新規則第二十八条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。

二項又は第四項とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。

第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項（同条第六項の呼吸器保護具の使用に係る部分に限る）の規定は、適用しない。

2 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和五年三月三十日までの間は、同条第七項の規定は、適用しない。

第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸器保護具の使用に係る部分に限る）の規定は、適用しない。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)  
**第一条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。**  
 (傍線部分は改正部分)

	改	正	後	前
<b>別表第一 (第三条及び第四条関係)</b>				
表一				
(略)				
特定化学物質障害予防規則	(略)			
粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)	第六条の四第三項の規定による記録の保存 第十八条の規定による記録の保存	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存 第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存 第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存	(略)	
(略)				
表二～表四 (略)				
別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)				
(略)				
特定化学物質障害予防規則	(略)			
粉じん障害防止規則	第三十八条の十九第十九号の規定による記録 第三十八条の二十一第七項の規定による記録 第三十八条の二十一第八項の規定による記録	第三十八条の十九第十九号の規定による記録 (新設) (新設)	(略)	
(略)				
第六条の四第三項の規定による記録				
(略)				
特定化学物質障害予防規則	(略)			
粉じん障害防止規則	(新設) 第十八条の規定による記録	(新設) 第十八条の規定による記録	(略)	
(略)				

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年四月一日から施行する。